

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）２７条１項２号の規定に基づく児童福祉司指導措置決定を解除する処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和５年６月１２日付けの措置解除決定通知書（処分の対象を請求人の子（以下「本児」という。）とするもの）により請求人に対して行った児童福祉司指導措置解除決定処分（以下「本件解除処分」という。）の取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件解除処分は違法又は不当であると主張する。

本件指導措置に係る通知書に記載された指導内容のと通りの面接や訪問指導を定期的に継続することなく、請求人が何度も助けや指導を求めたにも関わらず、ただ「本人に来所してもらわないと」と繰り返すのみで、積極的な関わりを持とうとせず放置し、１８歳を迎えたとたんに終了するための面接のみを行い、措置解除の通知書類だけ送りつけてくるという業務怠慢に対して異議を申し立てる。

東京都には、児童相談所の現場で何が行われているのか、児童相談所と関わった人の実体験に基づく声を直接ヒアリングする実態調査、改善を求める。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定を

適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 3 月 1 3 日	諮問
令和 6 年 5 月 2 4 日	審議（第88回第2部会）
令和 6 年 6 月 2 1 日	審議（第89回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法4条は、法における児童とは、満18歳に満たない者をいう、と定める。

法27条1項2号は、法26条1項1号の規定による報告があった児童につき、都道府県が行う措置として、児童又はその保護者を事務所において又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司に指導させること等を規定している。

児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行われる（「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第4章・第2節・2・(1)・ア。この指針は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。）。

東京都においては、法27条1項2号の措置を採る知事の権限は、法32条1項及び児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号により、児童相談所長に委任されており、児童相談所長が、通告を受けた児童、送致を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めたときに、同号の措置を採るべきことになる。

法33条の4第1号は、法27条1項2号の措置を解除するときは、

当該措置に係る児童の保護者に対し、あらかじめ説明するとともに意見を聴かなければならないとする。

2 本件解除処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本児の一時保護解除（家庭引き取り）に伴い、法27条1項2号の規定により、本児について児童福祉司指導措置を採った（本件指導措置）。

本件指導措置において、本児との面接がなかなかできない間、担当職員は主に請求人から本児の生活状況の聞き取りを継続し、高校と情報共有して高校で本児と面接し、自立援助ホームの情報提供を行ったことが認められる。

そして、児童福祉司指導措置を解除するときには、当該措置に係る児童の保護者に対し、あらかじめ説明するとともに意見を聴かなければならないとされているところ（上記1）、令和4年4月には請求人の意見を聴き、解除してほしくない旨の意向を受けて本件指導措置を継続したことも認められる。

その後、本児が令和○年○月○○日に満18歳となったため、処分庁は、本件指導措置を解除した。

法27条1項2号の定める児童福祉司指導の対象となる児童は、法4条が満18歳に満たない者と定めており（上記1）、本件解除処分は、上記1の法令等の定めに従って行われたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件指導措置で実施された指導内容等を不服とし、業務怠慢である、児童相談所の業務について実態調査及び改善を求める旨を主張する。

しかし、上記2のとおり、本件解除処分は、本児が満18歳となり、法における児童ではなくなったことから、児童を対象とする法27条1項2号の定める児童福祉司指導を解除したものであり、違法又は不当な点はない。

また、児童相談所の業務について実態調査及び改善を求める部分は、本件処分の違法又は不当を主張するものとは認められず、本件処分の取消理由とはならない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件解除処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己